



令和5年かながわの監査



令和6年6月

目次

監査のしくみ

◇ 監査委員	1
◇ 監査委員の役割	2
◇ 監査事務局の役割	2
◇ 監査等の主な種類	3
◇ 監査の結果の区分	7

令和5年の監査等の結果

◇ 財務監査（定期監査）等	8
◇ 財務監査（随時監査）等	13
◇ 財政援助団体等監査	13
◇ 決算審査	14
◇ 内部統制評価報告書審査	19
◇ 指定金融機関等監査	19
◇ 例月出納検査	19
◇ 健全化判断比率等審査	20
◇ 住民監査請求	21

監査のしくみ

監査委員

監査委員は、地方自治法に基づき全ての地方公共団体に設置されており、それぞれの監査委員が独立して職務権限を行使する「**独任制**」(用語解説参照)の執行機関です。選任は、議会の同意を得て知事が行いますが、権限は知事から独立しています。

監査委員は、行政運営に関して優れた識見を有する者の中から選任される「**識見監査委員**」と議員の中から選任される「**議選監査委員**」からなります。地方自治法では都道府県の監査委員の定数は4人としていますが、条例により増やすことができると定められています。

県では、平成22年10月の神奈川県監査委員に関する条例の改正により監査委員の定数を5人とし、同年12月から識見監査委員3人、議選監査委員2人の計5人による体制とすることにより、監査機能の一層の充実強化を図っています。

【監査委員名簿】

令和6年6月1日現在

区分	氏名	就任年月日	任期	備考
識見 監査 委員	常勤 むら かし へい ぶん 村 上 英 嗣	R2.12.2	4年(2期目)	代表監査委員
	よし かわ ち へい こ 吉 川 知 恵 子	R5.4.1		弁護士
	なか や へい え 中 家 華 江	R4.12.1	4年(1期目)	公認会計士
議選 監査 委員	か とう ちと ちや 加 藤 元 弥	R6.5.24	議員の任期による	県議会議員
	あお やま けい いち 青 山 圭 一	R6.5.24		

用語解説

「独任制」

独任制とは、それぞれの監査委員が独立して職務権限を行使することを意味しています。このため教育委員会や選挙管理委員会のように「監査委員会」という名称は用いません。

ただし、監査の結果や意見などについては、監査委員の合議(全員の合意)により決定します。

監査委員の役割

監査委員は、県の仕事について適法に行われているかだけでなく、最少の経費で最大の効果を上げているか、組織及び運営の合理化に努めているかなど、経済性、効率性、有効性の視点で、知事から独立した立場で監査しています。

監査の結果については監査事務局ホームページなどで県民の皆さまにお知らせするとともに、議会、知事等に提出しています。

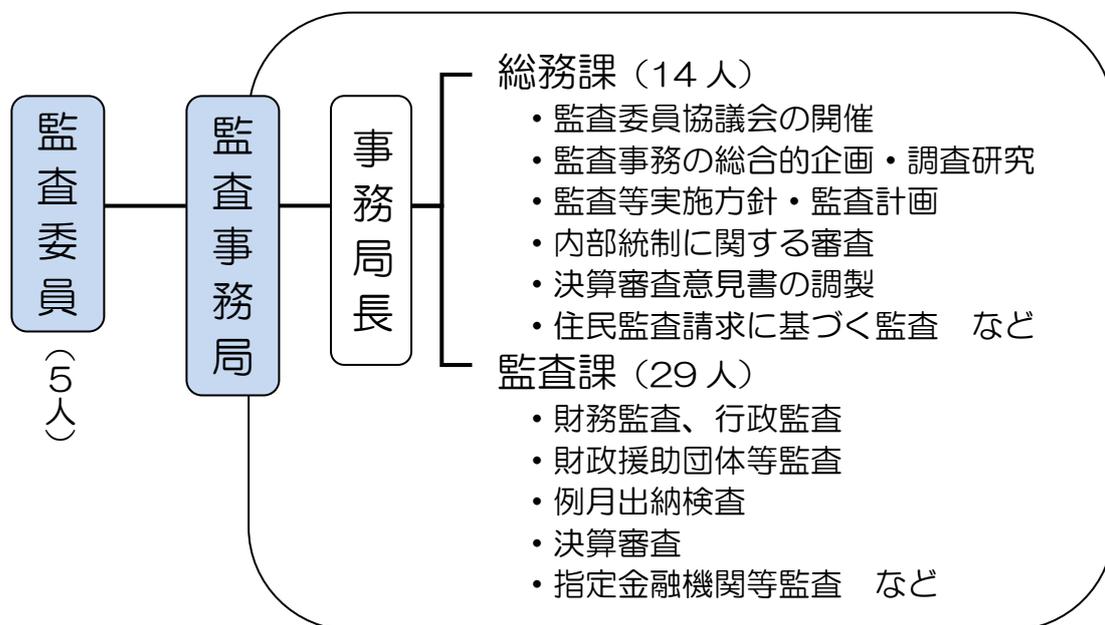
また、年度ごとの決算、財政の健全化判断比率等について審査を行い、意見を知事に提出しています。

監査事務局の役割

地方自治法の規定に基づき、都道府県の監査委員に事務局を置くことされており、県では、監査事務局長以下 44 人が監査委員を補助し、職務に当たっています。

【組織図】

令和6年6月1日現在



監査等の主な種類

○ 定期的又は必要があると認めたとときに行う監査

財務監査

財務監査（定期監査） …地方自治法の規定に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて監査しなければならないとされており、原則として、毎年全ての所属を対象に実施しています。

財務監査（随時監査） …地方自治法の規定に基づき、財務監査（定期監査）のほかに、監査委員が必要と認めたとときに監査できるとされており、財務監査（定期監査）を補完する場合、特定の財務に関する事務の執行を監査する場合等に実施しています。

行政監査

地方自治法の規定に基づき、県の事務の執行について、組織、人員、事務処理方法その他行政運営全般を事務の合理化等の観点から、財務監査（定期監査）と併せて監査するほか、必要があると認めるときに実施しています。

財政援助団体等監査

地方自治法の規定に基づき、県が、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体や4分の1以上出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行を監査するもので、対象となる団体の中から補助額等によって毎年から7年に1回までの周期を定めて実施しています。

○ 決算関係書類の審査

決算審査

毎会計年度、知事が議会へ提出する一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業^(注)決算とそれぞれの添付書類について、数値に誤りがないか、予算管理及び決算整理が的確に行われているかなどについて審査を行い、意見書を提出しています。その後、知事は、決算関係書類に監査委員の意見を付けて議会に提出しています。

(注) 公営企業： 水道など地方公共団体が住民の福祉の向上を目的として経営している企業です。

○ 内部統制に関する審査

内部統制評価報告書審査

内部統制とは、組織として事務の適正な執行を確保する上で、事務上のリスクを自ら評価、コントロールする取組のことです。

知事は、そのための体制、リスクの選定や対応策が整備、運用されているかについて「内部統制評価報告書」を作成して監査委員へ提出します。

監査委員は、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかなどについて審査しています。

○ 公金の出納に関する監査と検査

指定金融機関等監査

県の公金の収納又は支払の事務を行っている指定金融機関等に対し、公金の収納又は支払の事務が適正に行われているかについて必要に応じて監査することとしています。

例月出納検査

県の現金の出納の計数に誤りがないかについて、県の会計に係るデータと指定金融機関等から提出された帳票の一部を毎月照合して検査しています。

○ 健全化判断比率等に関する審査

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に基づき、知事から提出された健全化判断比率や資金不足比率（用語解説参照）について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に適合し、かつ正確であるかなどについて審査しています。

用語解説 「健全化判断比率及び資金不足比率」

【健全化判断比率】 財政の健全化や再生の必要性を判断するためのものであり、次の4つの比率の総称です。

○ **実質赤字比率**：一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模^(注)に対する比率

（注）標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模

○ **連結実質赤字比率**：一般会計等に公営事業会計を加えた全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

○ **実質公債費比率**：一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○ **将来負担比率**：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【資金不足比率】 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

○ 請求・要求による監査

住民監査請求

県民の皆さまが、県の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出、契約の締結などの財務会計上の行為、違法又は不当に財産の管理などを怠る事実があると認めるときに、監査委員に対して監査を求めて必要な措置を講じるよう請求することができる制度です。

原則として、県の執行機関又は職員の行為終了後1年を経過したときは請求することができません。

上記のほかに、県民の方（選挙権を有する方の50分の1以上）、議会、知事等の請求又は要求により行う監査があります。

監査の結果の区分

監査の結果、是正、改善等の必要があった場合に指摘します。指摘は次表の基準に基づき、「不適切事項」と「要改善事項」に区分しています。指摘に至らなかったもののうち、所管局長等に注意する必要があるものは「注意事項」に区分しています。

監査の結果の区分	該当項目
不適切事項	次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。 1 法令等に違反すると認められる事案 2 予算目的に反していると認められる事案 3 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案 4 事務処理等が適切を欠くと認められる事案
要改善事項	次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。 1 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案 2 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案
注意事項	不適切事項の1から4までに掲げる事案のうち、今後の事務事業の執行に当たって注意すべきもの及び要改善事項の1又は2のいずれかに該当する事案のうち、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要のないものをいう。

「不適切事項」と「要改善事項」については、指摘した事項を議会及び知事並びに関係する委員会に報告するとともに、監査事務局ホームページで公表します。

また、必要があると認めるときは、この報告に添えて組織及び運営の合理化に資するための意見を提出することができ、意見は監査事務局ホームページで公表します。

なお、「不適切事項」と「要改善事項」のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、必要な措置を講ずべきことを勧告することができ、勧告は監査事務局のホームページで公表します。

令和5年の監査等の結果

令和5年に実施した監査等の結果の概要は次のとおりです。

財務監査（定期監査）等

監査の種類	内 容	実施箇所数	指摘件数		
				(参考) 令和4年	
財務監査 (定期監査)	事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査しました。	547 か所	不適切事項	243 件	
				269 件	
行政監査			要改善事項	9 件	
				6 件	

○ 財務監査（定期監査）等の指摘の概要は次のとおりです。

不適切事項

<財務監査>

予算の執行に関するもの（21件）

- ・ 執行科目を誤っていたもの など

収入に関するもの（13件）

- ・ 調定が遅れていた（調定をしていなかったものを含む）もの
- ・ 誤って多く納められた授業料の還付が遅れていたもの など

支出に関するもの（52件）

- ・ 支払期限までに支払を行っていないもの
- ・ 事務処理の誤りにより、延滞利息などが生じていたもの など

契約に関するもの (84件)

- 予定価格が100万円を超える随意契約の結果について、公表すべきところ、公表しなかった又は公表が遅れていたもの
- 契約の開始日が令和4年4月1日である契約について、定められた期間内に契約を締結していなかったもの など

工事に関するもの (5件)

- 設計金額の積算を誤っていたもの

財産に関するもの (48件)

- 使用許可等を行わずに電柱等が設置されていた期間に係る使用料相当額の請求について、時効により請求額の一部が徴収できなかったもの
- 物品の出納に係る手続などを行っていないもの など

庶務に関するもの (1件)

- 報酬等について支給額が不足していたもの

その他 (12件)

- 所得税等を法定納期限内に納付していなかったもの など

<行政監査>

事務事業に関するもの (6件)

- 監査において指摘された不適切事項について講じた措置の報告義務を怠っていたもの など

その他 (1件)

- 保管していた書類が所在不明となっていたもの

要改善事項

経済性、効率性又は有効性の観点から
改善が必要と認められる事案 など (9件)

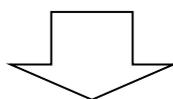
- 建物の機械警備業務委託契約について、複数年度の長期継続契約とすることにより競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度契約を締結しており、予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。
- 機械警備業務については、条例等の規定により、長期継続契約を締結することができるものであり、長期継続契約に移行すれば、受注者の決定は、競争入札によることとなるため、契約の競争性、透明性等が確保されることになるほか、毎年度の契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上にも資することになる。
- また、過去の監査結果において、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることで、単年度契約時に比べて大幅に年当たりの契約額が低下しており、相当な経費削減効果が認められているところである。
- したがって、契約の競争性、透明性等を確保するとともに、業務効率や経費削減の向上に資するため、長期継続契約に移行し競争入札とするよう改善する必要がある。 など

- 財務監査（定期監査）等で指摘された所属が行った措置の事例は次のとおりです。

不適切事項

<支出に関する事例>

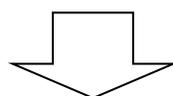
全庁分の帳票類の印刷契約を行う際、購入希望数量の回答に変更があったことを見落として誤った数量で契約を締結したため、当初の契約単価に比べて割高な単価で別に契約することとなり、89,870円の追加費用が発生していたことを指摘しました。



指摘を受けた担当部署では、購入希望数量調査の方法を見直すとともに、事務処理にあたっては複数の職員による確認を徹底することにより、再発防止に取り組み、適切な事務執行に努めることとしました。

<契約に関する事例>

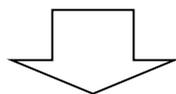
委託契約を行う場合、予定価格が100万円を超える随意契約は公表することになっているにもかかわらず、契約結果を公表していなかったことを指摘しました。



指摘を受けた担当部署では、主任や副主任の役割を明確化するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努めることとしました。

<財産に関する事例>

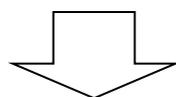
令和4年12月に校舎に空調機22台を設置したが、令和5年1月から耐震工事が始まり仮設校舎に移転したため、耐震工事が終了する同年10月頃までの間使用されない状況となっていたことを指摘しました。



指摘を受けた担当部署では、工事等の実施期間や完工する時期等を踏まえて適切に発注することにより、再発防止に取り組むこととしました。

要改善事項

公用車について、車検等の実施に当たり、競争入札に付することなく、車検等の都度、1台ごとに、自動車整備事業者と一者随意契約を行っていたが、車検等は、共通の実施方法により定期的に行われ、要する経費は検査料等に限定されていることから、検査項目ごとに単価を設定するなどして予定価格を作成して通年の契約とすることが可能であり、また、周辺には、複数の自動車整備事業者が存在していることなどから、車検等を行う公用車を一括して競争入札により契約を締結することが可能である。したがって、公用車の車検等の都度、1台ごとに一者随意契約を行うのではなく、契約の競争性、公正性及び透明性を確保するため、一括して競争入札とするよう改善する必要がある、と指摘しました。



指摘を受けた担当部署では、公用車の車検等の契約方法を見直し、令和6年度から競争入札により一括契約を行うこととしました。

財務監査（随時監査）等

内 容	実施箇所数	指摘件数	
			(参考) 令和4年
新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、令和2年度及び令和3年度の事務事業を対象とした財務監査等を実施していなかった機関において、臨時財務監査及び臨時行政監査を実施したほか、令和5年の財務監査（定期監査）の結果、指摘等が認められた機関において、その後の対応などに関する補完的財務監査などを実施しました。	6か所	不適切事項	1件
			4件
		要改善事項	0件
			1件

○ 財務監査（随時監査）等の指摘の概要は次のとおりです。

不適切事項：

- ・ 予算の執行に関して執行科目を誤っていたもの

財政援助団体等監査

内 容	実施団体数	指摘件数	
			(参考) 令和4年
財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が法令等に従って適正に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかなどに着眼して監査しました。	26 団体	不適切事項	19件
			14件
		要改善事項	0件
			0件

○ 財政援助団体等監査の指摘の概要は次のとおりです。

不適切事項：

- ・ 支出に関して、業務完了前に履行済として検査を完了し、支払を行っていた。
- ・ 契約に関して、見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず一者随意契約を行っていた、契約書に記載すべきにもかかわらず必要な情報が記載されていなかった。

決算審査

○ 決算審査の結果の概要は次のとおりです。

【1 一般会計・特別会計】

一般会計及び各特別会計の令和4年度決算について、歳入歳出決算書並びに関係書類の計数については、審査した限りにおいて、一部の事項を除き、正確なものと認められました。その他の点について、監査委員が付した意見のうち主な内容は次のとおりです。

○ 決算内容に関する意見

収入未済額の合計は 187 億 7,617 万余円で、前年度と比較すると 1 億 3,028 万余円増加（0.7%）している。そして、令和 4 年度に 10 億円以上（徴収猶予額を除く。）の収入未済額が発生している「節」（税にあっては「目」）は、一般会計歳入の個人県民税（「（項）県民税」「（目）個人」）及び法人事業税（「（項）事業税」「（目）法人」）並びに県営住宅事業会計歳入の「（節）家賃収入」である。

これらについて、それぞれの収入未済額の状況をみると、個人県民税については 71 億 1,706 万余円（前年度比 4.4%減）、家賃収入については 11 億 3,971 万余円（同 9.4%減）となっていて、いずれも前年度に比べて減少しているものの、依然として多額に上っていることから、引き続き、その縮減に向けて着実に取り組んでいく必要がある。

一方、法人事業税の収入未済額は 11 億 5,576 万余円（同 23.6%増）となっていて、前年度に比べて 2 億 2,064 万余円増加した。この増加の主な要因は、修正申告により発生した 1 社分 1 億 6,350 万余円の課税について、法人の破産により納付困難になったことによるものであるが、この金額を除いても収入未済額は前年度に比べて 6.1%増加し 9 億 9,225 万余円に上っている。

法人事業税の滞納については、課税情報等を基に速やかに納税折衝や財産調査に着手し、組織的に滞納整理を進める中で、積極的に収入化や債権確保に努めるなど、一層の税込確保に向けて着実に取り組んでいく必要がある。

○ 財政状況に関する意見

今後の財政運営に当たっては、引き続き、中長期的な視点から取り組む必要のある施策への対応等として、後年度負担の財源の確保に努めるとともに、財政調整基金の残高について、令和 4 年度の標準財政規模から算定した同基金の残高の目安である 680 億円までの積増しに努めるなど、持続可能な財政運営

に向けた取組を進めることが重要である。また、本県財政が再び悪化する事態も想定し、様々な状況の変化に的確に対応できるよう、国庫支出金の積極的な活用、当面活用が見込まれない県有財産や資金の有効活用などにより歳入を確保するとともに、経済性、効率性、有効性等の観点からの既存施策・事業の抜本的な見直しによる歳出の抑制や民間資金・ノウハウの活用に、これまで以上に取り組んでいく必要がある。

そして、将来にわたり、本県財政を安定的に運営していくためには、地方交付税をはじめとする財源の確保に努めることはもとより、中長期的には、地方分権改革の理念に沿って、国から地方への権限移譲等を進め、国と地方の適正な役割分担に応じた地方税財源の充実強化を一層図ることが必要であることから、県は、これらの実現に向けて、引き続き、粘り強く国等に働きかけていくことが重要である。

(1) 県債発行の抑制

県債残高については、「中期財政見通し」において、「令和5年度までに県債全体の残高を2兆円台に減少」という県債管理目標の達成に向けて取り組んでいるが、コロナ禍における減収補填債の発行などの影響もあり、令和5年度末の県債残高は3兆548億円と見込まれ、目標の達成は困難な状況となっているが、後年度の健全な財政基盤を構築し、将来にわたり必要な県民サービスを維持するためにも、引き続き県債残高の減少に取り組んでいくことが重要である。そのため、今後の社会経済状況の推移を注視しつつ、県債管理のあり方を検討し、中期財政見通しの見直しと併せて、適時に新たな県債管理目標を設定することが望まれる。

(2) 財政における地方公会計の活用

地方公会計の活用促進に向けた令和4年度の実施状況をみると、会計局会計課（以下、「会計課」という。）においては、財務書類の直近3か年の経年比較のほか、勘定科目残高の増減率や資産老朽化等の指標について他所属と比較が可能な「財務書類経年比較表」の提供を令和5年2月から開始し、固定資産等を多く保有している本庁所属に対して個別に説明を行うなど、その活用を促したところであるが、これまでのところ具体的な成果は見られていない。一方、財産経営部財産経営課（以下、「財産経営課」といい、会計課と合わせて「主管課」という。）においては、各所属に対して固定資産台帳データの活用促進に向けた特段の取組は行っていない状況である。

今後、人口減少・少子高齢化がより一層進展していく中で、限られた財源

を効率的・効果的に使用するため、地方公会計における財務情報を適切に活用し、財政のマネジメント強化を図っていくことが重要であることから、主管課においては、総務省の動向や他の地方公共団体の取組事例などにも留意しつつ、地方公会計の活用促進に向けて積極的に取り組んでいくとともに、各所属に対して必要な支援を行っていく必要がある。特に、財産経営課においては、令和3年度以降、各所属に対して固定資産台帳データの活用促進に向けた特段の取組は行っていない状況にあることから、より積極的な対応が求められるところである。また、各所属においても、これまで具体的な地方公会計の活用例はないが、主管課による支援を活用するなどして、地方公会計の活用に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

【2 公営企業会計】

公営企業会計（水道事業、電気事業、公営企業資金等運用事業、相模川総合開発共同事業、酒匂川総合開発事業、流域下水道事業の6事業会計）の令和4年度決算について、決算書及び決算諸表は、審査した限りにおいて、計数は正確なものであり、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているものと認められました。その他の点について、監査委員が付した意見のうち主な内容は次のとおりです。

○ 経営に関する意見

(1) 水道事業

今後の経営環境は、水需要の減少に伴い、水道料金収入の減少傾向が続くと見込まれる中、大規模地震に備えて水道施設の耐震化等の災害対策を推進する必要があることや、施設の老朽化に伴い更新費用の増大が想定され、厳しい状況が続くと考えられる。

県、横浜市、川崎市、横須賀市の各水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団の5事業者が連携し、水道システムの再構築に向けて継続して検討を進めており、寒川浄水場など3浄水場を廃止し、8浄水場への再編が最適な施設配置であることを確認している。5事業者は、廃止を想定する3つの浄水場に代わって神奈川県内広域水道企業団が整備、増強する浄水場や送水管等を整理した「施設整備の概要」を令和5年5月に取りまとめており、令和5年度中の「施設整備計画」の策定に向けて、今後は具体的な工程や事業者間の費用負担について調整していくこととしている。

また、企業庁は、DX 推進に向けた基礎調査を委託して実施しており、限られた職員で現行の業務を遂行していくためには、デジタル技術の積極的な導入と併せて、技術継承や職員育成、業務のあり方そのものの見直しが必要

なことが判明したとしている。

したがって、一層の業務効率化を図りつつ、効率的な事業運営を行うことで経費削減に取り組むことはもとより、水道事業における DX を計画的に推進するための中長期的な取組方針を明確にすることが重要である。さらに、水需要の減少に応じた施設のダウンサイジングや統廃合を行いながら計画的に施設の更新を進め、適切な補修・維持管理や長寿命化等、中長期的な視点に立った管理運営を通じ、更なる経営改善に努めるほか、「施設整備計画」に基づき、水道システムの再構築に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

(2) 電気事業

水力発電においては、令和 5 年度までは発電した電力のほぼ全てを東京電力株式会社に売電する内容の電力受給基本契約を締結しているが、契約終了後の令和 6 年度以降の収入の一部を確実に確保するため、令和 2 年度に開設された容量市場へ毎年度参加することとしており、令和 4 年度においては、令和 4 年 11 月に令和 8 年度を対象とするメインオークションに応札し、令和 5 年 3 月に電力広域的運営推進機関と容量確保契約を締結している。

容量市場を除いた令和 6 年度以降の売電契約については、電力市場には参加せずに相対契約による売電とすることとし、小売電気事業者の選定方法については公募型プロポーザル方式によることとした。

企業庁では、売電にあたり、河川の流量により出力が変動する一般水力発電所と貯水を利用して計画的に出力を調整できる純揚水式発電所の城山発電所を組み合わせることで、県営電気事業全体の電気の価値が高まるとしており、令和 6 年度以降は、一般水力発電所では、濁水による減収リスクを上回る買取単価の増額が見込めるため全量を従量料金とし、城山発電所では、当面は年間を通じた固定料金として、運用方法や収益性を見極めるとしている。

企業庁は、プロポーザル方式による契約の締結に向けた手続等について、公正性、透明性等を確保した上で、適切に実施するとともに、今後も電力市場の動向を注視しつつ、引き続き、安定的な収入確保に向けて着実に取り組んでいくことが重要である。

(3) 公営企業資金等運用事業

令和 4 年度は、長期貸付金の年度末残高は前年度に比べて16億7,062万余円減少しているが、貸付金の利息収入は、前年度に比べて394万余円増加している。また、有価証券の利息収入についても、前年度に比べて51万余円増加している。

一方、預金の利息収入については、前年度に比べて22万余円減少している。

公営企業で既往に生じた余剰資金を運用する本事業は、金利の影響を大きく受けることから、今後も金融政策や金利動向を注視しつつ、適切かつ効率的な運用に一層留意する必要がある。

(4) 流域下水道事業

ア 経営状況

流域下水道事業では、今後、施設の老朽化に伴う改築更新等により、事業費や業務量の増大が見込まれる中、人口減少等に伴う使用料収入等の減少や経験豊富な職員の退職等により、事業運営の厳しさが増すことが懸念されていることから、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、財源・人材・施設に関する経営面の課題に着実に取り組んでいく必要がある。

イ 流域関連市町における建設給与費・事務費の負担

県では、従来、一般会計からの繰り入れにより、建設給与費・事務費の全額を負担してきたが、相模川流域については、令和5年度から流域関連市町の負担を開始することで合意し、建設給与費・事務費について、2年間の経過措置を設けた上で、令和7年度から、県と市町が2分の1ずつを負担することとされた。しかしながら、酒匂川流域については、協議が継続中であり、引き続き県が一般会計からの繰り入れにより建設給与費・事務費の全額を負担する状況になっている。

したがって、酒匂川流域においては、依然として流域関連市町以外の住民の負担が含まれる県の一般財源による負担が継続している状況を踏まえ、流域関連市町に対して建設給与費・事務費の負担の必要性を引き続き丁寧に説明していくとともに、協議の速やかな成立に向けて着実に取り組んでいくことが重要である。

内部統制評価報告書審査

- 知事から監査委員へ評価報告書が提出され、それに対して付した意見の概要は次のとおりです。

この評価報告書について、評価手続きの一部に不適切な事項があり、評価手続きの記載が一部相当ではないと考えられたこと、さらに、報告書では内部統制対象事務以外の事務とされていた「利用者への虐待」は内部統制対象事務に位置付けて評価を実施することが相当であるため、運用上の重大な不備が認められたことから、評価結果に係る記載は相当ではなく、本県の内部統制対象事務に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと考えられる。

指定金融機関等監査

令和5年度は実施していません。

例月出納検査

実施箇所数	特記事項	
	(参考) 令和4年	
3か所	1件	なし

- 特記事項の内容は次のとおりです。
 - ・ 出先機関の収入手続の遅れにより、11月末時点の県の保管現金残高と関係帳票の残高が一致していないケースがあった。(その後、12月に修正処理が完了し、残高が一致した。)

健全化判断比率等審査

○ 健全化判断比率等審査の結果の概要は次のとおりです。

【1 健全化判断比率】

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、それに基づく健全化判断比率は正確なものと認められました。

比率名	令和4年度 算定比率	＜参考＞	
		早期健全化基準 ^(注)	財政再生基準 ^(注)
実質赤字比率	— (赤字なし)	3.75%	5%
連結実質赤字比率	— (赤字なし)	8.75%	15%
実質公債費比率	9.4%	25%	35%
将来負担比率	72.7%	400%	

(注)： 早期健全化基準・財政再生基準

地方公共団体等の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準です。
比率のいずれかが、早期健全化基準を上回る場合は財政健全化計画を、財政再生基準を上回る場合は財政再生計画を定めることになっています。

【2 資金不足比率】

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、それに基づく資金不足比率は正確なものと認められました。

事業会計	令和4年度 資金不足比率	＜参考＞
		経営健全化基準 ^(注)
公営企業会計（6事業会計）	— (資金不足なし)	20%

(注)： 経営健全化基準

地方公共団体等の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準です。
比率が経営健全化基準を上回る場合は経営健全化計画を定めることになっています。

住民監査請求

○ 令和5年に受理をした住民監査請求の処理結果は次のとおりです。

件名	請求内容の要旨	処理結果
都市再開発事業補助金に関する件 (令和5年3月28日受理)	大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業に対する都市再開発事業補助金に関し、消費税の還付金等については本来県に返還されるべきところ、県職員や再開発組合等の不法行為により県が損害を被っている。 よって、県の損害を補填する措置を講ずべきことを勧告することを求める。	令和5年5月22日請求棄却 ^(注)
麻生高校における部活動中の生徒負傷事故に伴う損害賠償請求事件の和解金に係る求償権等の不行使に関する件 (令和5年7月24日受理)	練習に参加した野球部OBのフリーバッティングの打球が投手役の部員を直撃した事故に関し、顧問教諭を提訴した裁判において、県は裁判所の勧告に従い和解案を議会で承認し、和解金を支払った。しかしながら、高校と無関係のOBを練習に立ち会わせたことについては、顧問教諭ほか校長等計7名に重大な過失があった。また、加害者がOBであるという重要な事実が隠蔽されて得た和解金の議会承認は無効であるため、支出は違法である。 よって、県は、国家賠償法に基づき損害を補填するため、校長等計7名に支払を請求すること、不法に和解金を支出した知事と教育長に対し、県に和解金と同額を支払うよう請求することなど、必要な措置を勧告することを求める。	令和5年9月21日請求棄却
パスポートセンターにおける違法な業務委託契約の締結に関する件 (令和5年8月2日受理)	パスポートセンターが締結した一般旅券申請受付審査・交付・作成・電話案内業務委託契約は、入札公告等に明記された契約条件に違背する落札者との違法な契約の締結であり、これにより入札制度の公平性・信頼性が損なわれ、また、公金の適正な利用とは言えない業務委託料等の支出という損害が発生している。 よって、当該契約及び支出に対する是正措置及び要件を満たさず履行する現業者に対する指名停止等の措置を求める。	令和5年9月29日請求棄却

(注) 請求棄却とは、監査を実施した結果、請求に理由がないと認められたものです。

監査事務局ホームページ

監査事務局



県議会議員に令和5年財務監査（定期監査）等結果報告書を提出

知事に令和5年財務監査（定期監査）等結果報告書を提出

新着情報

- [令和5年財政援助団体等監査の結果について記者発表しました](#)（2024年3月21日） *※ New*
- [令和5年財務監査（随時監査）等の結果について記者発表しました](#)（2024年3月21日） *※ New*

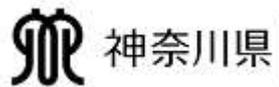
トピックス

- [令和5年度包括外部監査結果に関する報告について公表しました](#)（2023年12月20日）
- [令和5年財務監査（定期監査）等結果報告書を県議会議員及び知事に提出しました](#)（2023年10月10日）
- [令和5年財務監査（定期監査）等の結果について記者発表しました](#)（2023年10月10日）
- [決算審査等の結果に令和4年度分を追加しました](#)（2023年10月10日）
- [令和5年財務監査（定期監査）等の中間結果及び財務監査（随時監査）等の結果について記者発表しました](#)（2023年7月11日）
- [選任監査委員の交代がありました](#)（2023年5月23日）
- [神奈川県監査事務局の新庁舎への移転について](#)（2021年3月29日）

監査事務局のホームページには、各種監査の結果やそれに対して知事等が講じた措置の状況、監査計画などを掲載していますので、ぜひ御覧ください。

監査事務局ホームページアドレス

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h4c/index.html>



監査事務局総務課 電話(045)285-5078(直通)
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎3階